

仕様書

1 契約名

鹿児島市消防総合訓練研修センター及び消防分団舍照明器具LED化業務委託契約

2 業務の目的

本市は「ゼロカーボンシティかごしま推進計画」に基づき、事務・事業に関わるCO₂排出量削減の取組みを推進する必要がある。

このため、蛍光灯照明器具等を使用している鹿児島市消防局所管の庁舎において、LED照明器具等を導入するものである。

3 履行場所

(1) 消防総合訓練研修センター（鹿児島市新栄町22番30号）

(2) 消防団川内地区 12箇所

ア 川上分団（鹿児島市川上町833-5）

イ 吉野分団（鹿児島市吉野町9046）

ウ 吉野東分団（鹿児島市吉野町5196-3）

エ 坂元分団（鹿児島市東坂元四丁目18-1）

オ 清水分団（鹿児島市清水町18-7）

カ 清水分団竜水班（鹿児島市吉野町9993）

キ 大竜分団（鹿児島市小川町5-4）

ク 名山分団（鹿児島市易居町10-17）

ケ 中央分団（鹿児島市山之口町11-22）

コ 山下分団（鹿児島市西千石町9-7）

サ 城南分団（鹿児島市南林寺町15-7）

シ 草牟田分団（鹿児島市草牟田二丁目1-5）

(3) 消防団吉田地区 8箇所

ア 佐多浦分団（鹿児島市西佐多町269）

イ 佐多浦分団西部班（鹿児島市西佐多町1863-1）

ウ 本城分団（鹿児島市本城町1687-2）

エ 本名分団（鹿児島市本名町1222-2）

オ 本名分団本吉田班（鹿児島市本名町2738-1）

カ 本名分団都迫班（鹿児島市本名町5168-1）

キ 宮分団（鹿児島市宮之浦町1399-1）

ク 牟礼岡分団（鹿児島市牟礼岡三丁目1-15）

(4) 消防団川外地区 11箇所

ア 城西分団（鹿児島市薬師一丁目7-7）

イ 武分団（鹿児島市武一丁目35-31）

ウ 荒田分団（鹿児島市荒田一丁目50-21）

エ 八幡分団（鹿児島市下荒田一丁目6-18）

- 才 中郡分団 (鹿児島市鴨池一丁目 55-30)
カ 真砂分団 (鹿児島市真砂町 65-5)
キ 南分団 (鹿児島市三和町 51-20)
ク 紫原分団 (鹿児島市紫原二丁目 36-54)
ケ 宇宿分団 (鹿児島市宇宿三丁目 29-5)
コ 田上分団 (鹿児島市田上二丁目 5-8)
サ 西別府分団 (鹿児島市西陵二丁目 1-56)

(5) 消防団松元地区 8箇所

- ア 松元分団 (鹿児島市上谷口町 987-3)
イ 折尾分団 (鹿児島市上谷口町 1699-87)
ウ 石谷分団 (鹿児島市石谷町 3779-12)
エ 仁田尾分団 (鹿児島市石谷町 1597-4)
才 東昌分団 (鹿児島市直木町 2905-1)
カ 東昌分団入佐班 (鹿児島市入佐町 257-4)
キ 春山分団 (鹿児島市春山町 1020-2)
ク 四元分団 (鹿児島市四元町 1521-1)

(6) 消防団伊敷地区 10箇所

- ア 伊敷分団 (鹿児島市伊敷三丁目 15-5)
イ 西伊敷分団 (鹿児島市西伊敷三丁目 16-15)
ウ 下伊敷分団 (鹿児島市下伊敷三丁目 28-10)
エ 小野分団 (鹿児島市小野三丁目 14-38)
才 武岡分団 (鹿児島市武岡六丁目 5-10)
カ 犬迫分団 (鹿児島市犬迫町 5832)
キ 小山田分団 (鹿児島市小山田町 3755)
ク 比志島分団 (鹿児島市皆与志町 4795 の先)
ケ 皆房分団 (鹿児島市花野光ヶ丘一丁目 31-1)
コ 皆房分団河頭班 (鹿児島市小山田町 802-9)

(7) 消防団郡山地区 6箇所

- ア 郡山中央分団 (鹿児島市郡山町 6517)
イ 南方分団 (鹿児島市東俣町 955-1)
ウ 花尾分団 (鹿児島市花尾町 2023-4)
エ 八重分団 (鹿児島市郡山町 3588-1)
才 西有里分団 (鹿児島市郡山岳町 176-2)
カ 郡山岳町分団 (鹿児島市郡山岳町 2385-1)

(8) 消防団桜島地区 10箇所

- ア 桜塚分団 (鹿児島市持木町 133-2)
イ 高免分団 (鹿児島市高免町 343-7)
ウ 桜洲分団 (鹿児島市桜島小池町 1447-3)
エ 桜洲分団赤水班 (鹿児島市桜島赤水町 1116-2)
才 赤生原分団 (鹿児島市桜島赤生原町 178-1)

カ 桜島武分団（鹿児島市桜島武町314-1）
キ 藤野分団（鹿児島市桜島藤野町910）
ク 西道分団（鹿児島市桜島西道町179）
ケ 二俣分団（鹿児島市桜島二俣町224-1）
コ 桜峰分団（鹿児島市桜島白浜町1269）

(9) 消防団谷山地区 8箇所

ア 谷山分団（鹿児島市上福元町5855-2）
イ 宮川分団（鹿児島市五ヶ別府町470-2）
ウ 山田分団（鹿児島市山田町2341-3）
エ 中山分団（鹿児島市中山町1-9）
オ 和田分団（鹿児島市坂之上三丁目21-32）
カ 平川分団（鹿児島市平川町3450-4）
キ 福平分団（鹿児島市下福元町8032-6）
ク 錫山分団（鹿児島市下福元町11544-1）

(8) 消防団喜入地区 6箇所

ア 瀬々串分団（鹿児島市喜入瀬々串町3021-6）
イ 中名分団（鹿児島市喜入中名町1112-1）
ウ 喜入分団（鹿児島市喜入町7096）
エ 一倉分団（鹿児島市喜入一倉町5325-19）
オ 前之浜分団（鹿児島市喜入前之浜町7086-1）
カ 生見分団（鹿児島市喜入生見町1345-18）

4 対象機器

別紙「特記仕様書（L E D照明器具等）」を満足する製品

5 設置場所及び数量

別表「製品仕様書一覧表」のとおり

設置する照明器具の形状等は、現地確認の上、既設照明器具と同等のものとすること。

6 業務の範囲

- (1) 設置場所及び既設蛍光灯照明器具等の現地確認
- (2) L E D照明器具等の調達及び設置（既設蛍光灯照明器具等の撤去及び処分を含む。）

7 設置場所及び既設蛍光灯照明器具等の現地確認

契約締結後、速やかにこの仕様書及び別表に基づき、既設蛍光灯照明器具等の設置状況、電源状況等について現地確認を行うこと。

現地に相違がある場合は、市の施設担当者に速やかに報告し、その対応について協議を行うこと。

8 L E D照明器具等の調達及び設置

(1) 事前協議等

ア 現地確認後、市の施設担当者と工程等について協議を行った上で、書面で工程表、体制表等を提出し、市の承諾を得ること。

なお、原則として、LED照明器具等の設置は施設の業務に支障のない週休日又は休日に実施するものとする。ただし、平日も作業ができる箇所については、協議して実施できるものとする。

また、工程や体制の変更が必要となった場合も協議を行った上で、書面で工程表、体制表等を提出し、市の承諾を得ること。

イ 現地確認等の結果を踏まえ、特記仕様書に適合しているメーカー標準仕様相当の照明器具を選定すること。

選定後、資料を提出し、市の承諾を得た上で、発注及び調達を行うこと。

なお、提出した資料に関して、市から追加の資料提出の指示があった場合は、速やかに提出するものとする。

(2) LED照明器具等の設置

ア 既存蛍光灯照明器具等を撤去し、調達したLED照明器具等を設置すること。その際、吊りボルト等により建物の筐体に固定することとし、天井ボードに隙間が生じた場合は、適正に補修を行うこと。

また、配線を変更する場合は、その配線に表示（豆札）を行い、配線の行先、用途等を明記すること。

イ 施工にあたっては、作業従事者及び施設利用者等の安全に配慮するとともに、現場管理には細心の注意を払い、事故等が発生しないように行うこと。この業務は天井材等、照明器具周辺の建材を損傷しない作業を想定しているが、万一、建材の損傷・飛散が生じる可能性のある場合は、防塵マスクの着用等の対策を講じること。

なお、事故等が発生した場合は、直ちに消防機関等に連絡するとともに市の施設担当者にも報告すること。

特に、既存建物、物品等に損傷を与えた場合は、報告後速やかに復旧すること。

ウ 撤去した既設蛍光灯照明器具等については、関係法令を遵守し適正に処理すること。

ただし、良品の既設蛍光灯照明器具等については、市の施設担当者に報告し、市が求めた場合は引き渡すこと。

また、PCBの含まれることが懸念される安定器は確認を行い、PCBの含まれていることが確認された場合は、その旨が分かる資料を添付した上で、市に引き渡すこと。

エ LED照明器具等の設置については、この仕様書等に基づき行うものとし、この仕様書等に記載がない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」及び「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」の最新版に準拠すること。

(3) LED照明器具等の設置の記録

ア 写真撮影

工程表に沿って、次の内容について写真撮影を行うこと。

(ア) 既存蛍光灯器具等の設置状況

(イ) 作業状況（使用材料及び撤去品を含む。）

(ウ) LED照明器具等の設置状況（消灯時及び点灯時）

(エ) 産業廃棄物処分状況（運搬車両含む。）

イ 図面等の修正

契約締結後、市が提供する図面等に、設置完了後の内容を追加・反映すること。

なお、この図面等の修正は、設置した照明器具の情報を追加することとし、CAD等を用いて新たに図面を作成する必要はない。

(4) 実施報告書の提出等

ア 自主検査の実施

設置完了後に自主検査を行い、仕様書等に定める必要な性能を全て満たしていることを確認すること。

イ 実施報告書の提出

自主検査の実施後、次の内容を記した実施報告書を市に提出し、併せて自主検査の結果を報告すること。

なお、実施報告書の電子データを収納した電磁的記録媒体（DVD-R等）一式も併せて提出すること。市の検査完了後、市が受領書を交付することにより業務が完了したものとする。

(ア) 作業状況写真

(イ) LED照明器具等一覧

(ウ) LED照明器具等取扱説明書

(エ) LED照明器具等保証書（写し）

(オ) 産業廃棄物管理票（廃棄物マニフェストE票（写し））

(カ) その他関係機関への届出

9 その他

(1) この業務の実施に当たっては、電気事業法等の関係法令を遵守し行うこと。

(2) この業務の実施に当たっては、地域経済活性化の観点から、可能な限り市内の専門業者や労働者の活用を図ること。

また、資材などの調達も同様に市内の業者からの購入に努めること。

(3) その他この仕様書等に定めのない事項については、必要に応じて協議して定める。

(4) 市と協議を行った場合は、協議録を作成し、市に提出すること。

特記仕様書（L E D 照明器具等）

L E D 照明器具等は次の条件の全てを満たす製品であること。

なお、要求事項については、要求内容を満足することを数値、図面等により示すこと。その際、使用言語は日本語とする。

1 適用範囲

この仕様書におけるL E D 照明器具は、L E D 専用に設計された器具であり、従来の蛍光灯照明器具に直管形L E D 照明を取り付けたものは適用外とする。

2 適用規格

この仕様書において特に規定がないものは、次の規格に準拠等するものとする。

(1) 準拠規格

ア JIS C 8105-1 「照明器具－第1部 安全性要求事項通則」

イ JIS C 8154 「一般照明L E D モジュール－安全仕様」

ウ JIS C 8155 「一般照明用L E D モジュール－性能要求事項」

(2) 参考規格

ア JIS C 8152 照明用白色発光ダイオード（L E D）の測光方法

イ JIS C 8105-3 「照明器具－第3部 性能要求事項通則」

3 構造

(1) L E D 照明器具はこの業務の設置場所における使用環境に耐え得る構造であること。

(2) L E D 照明器具は電気用品安全法（P S E 法）の認定を受けP S E マーク付きのものとすること。

(3) L E D 照明器具の形状はベースライト（一体型）とする。

(4) L E D 制御装置は照明器具内に内蔵とする。

(5) (1)から(4)までに示す照明器具以外の器具を選定する場合は、市の承諾を得ること。

4 その他

(1) L E D 照明器具等のメーカーは、一般社団法人 日本照明工業会に入会していること。

(2) L E D 照明器具等のメーカーは、照明器具の製造・販売の実績が10年以上であること。